

# 『学校いじめ防止基本方針』

土浦市立土浦小学校  
令和7年4月9日 改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する基本理念

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。  
(「いじめ防止対策推進法」より)

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが重要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

上記のいじめの定義のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、人として決して許されない行為であり、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。」という基本理念を共通認識し、本校の全児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。そのいじめ防止の基本姿勢として、以下の4つのポイントを挙げる。

- (1) いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの防止、早期発見のための取組を工夫する。
- (4) 学校と家庭が協力して指導にあたる。

## 2 いじめ防止のための取組【発達支持的生徒指導・課題未然防止教育】

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。「いじめを生まない、許さない、見過ごさない学校づくり」に取り組むための未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々共通実践することが求められる。

〈生徒指導実践上の視点〉

- ・自己決定の場の提供（自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作する等の体験）
- ・安心・安全な風土の醸成（児童が自ら安心して授業や学校生活を送れるような風土をつくり上げる）
- ・共感的な人間関係の育成（支持的で創造的な学級・ホームルームづくり）
- ・自己存在感の感受（自己存在感を、児童が実感）

### (1) 児童指導体制

#### ① 学級経営の充実

学級における児童の人間関係を調整・改善し、いじめを許さないよりよい集団づくりを進めていく。

- ・出席（健康観察）をとるときに、一人一人の顔を見て声を聞く。
- ・学級日誌の記述から観察する。
- ・養護教諭との情報交換。
- ・話し合い活動や係、当番活動で自己有用感を高める。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンター等の有効な活用。
- ・退勤前、出勤後の教室点検。

## ② 道徳教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させることが大切であり、児童が人の痛みを感じ、人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む教育活動が重要となる。

そこで、道徳教育のより一層の充実を図ることで、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てていく。

道徳の授業では、開校以来本校に根付く校章の由来である「たまきの教え」や学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等を吟味し、その効果的な活用を図ることに留意したい。それにより、児童の心根が揺さぶられ、人としての気高さ、心づかい、やさしさ等に気づき、自身の生活や言動を省みるきっかけとなることが期待される。

また、**人権週間**に向けて、学年の実態に合わせて人権について考えさせ、全校児童が団結して「いじめをしない、許さない、見過ごさない学校」を目指すことで、いじめの未然防止につなげていく。

## ③ 体験教育の充実

児童は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、体得していく。そこで福祉体験やボランティア体験等の生きた社会とのかかわりを多くもつことができるよう意識的に発達の段階に応じた体験活動を体系的に展開していく。

- ・総合的な学習の時間（郷土愛 環境 福祉 地域活性）
- ・各学年遠足、宿泊学習、校外学習
- ・特別活動（委員会活動 行事）

## ④ コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

他者とかかわる生活体験や社会体験を多くもたせるために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会を増やしていき、他者の心の痛みや感情を共感的に受容できるようにする。

- ・児童一人一人が活躍できる学習活動
- ・運動会
- ・人権集会
- ・児童集会
- ・委員会活動
- ・クラブ活動
- ・いきいきタイム（縦割り班活動）

## ⑤ インターネットや SNS 等を通して行われるいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育等の啓発活動を行う。特にオンラインゲームや SNS については、その実態を正確に把握し、トラブルの未然防止を図る。

また家庭でのルール作り等、保護者との連携を図ると同時に、道徳科や学活の授業を通して、具体的な場面を児童が話し合う活動を計画的に実施する。さらに、低学年より発達段階に応じて情報モラル教育を実施し、必要に応じて外部講師を招いて児童の SNS 上のいじめ防止の意識を高めていく。

- ・情報教育（実施方法としては①担任実施②講演会のどちらか）
  - 1・2年生：アカウント・パスワードの管理  
ネット依存、お金や事件に関わるトラブル（基礎編）
  - 3・4年生：ネット依存、お金や事件に関わるトラブル（発展編）
  - 5・6年生：オンラインゲーム、スマートフォンの所持やSNS利用の危険性

(2) チーム支援体制の構築

i-check の検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）から職員研修で共通理解を図り（夏季休業期間に実施）、いじめの認知能力を高めたり、教職員一人一人のスキルや指導方法を身に付けたりすることができるようにしていく。また、スクールカウンセラーや適応指導教室（ポプラひろば）等、外部機関と密に連携を図り、具体的な事例研究等が実施できるようにする。

(3) 地域、家庭及び関係機関との連携

P T A の各種会議や保護者会、民生委員との情報交換会等において、いじめの実態や学校の指導方針などを共有する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校ホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に推進する。

また、特に家庭との連携を欠かすことができない問題は「インターネットを通して行われるいじめ」である。携帯電話やスマートフォンを持つ児童が増えている昨今、それらを第一義的に管理する保護者による家庭での管理・指導が不可欠である。各種たよりや懇談会等を活用し、積極的に情報を発信し、指導への協力を要請しながら、いじめの未然防止に努めていく。

(4) 相談しやすい雰囲気づくり

面談や電話連絡、学年・学級通信を発行する等、保護者との連携を密にとり、児童の学校生活の様子や学校の取り組みについて知らせる。

### 3 早期発見のための取組【課題早期発見対応】

(1) 日々の観察

授業や学校・学年行事、業間休みや昼休みの雑談等の機会に、児童たちの様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」を目指し、児童たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。また、i-check や成長の発達段階を踏まえた〈学校で見られるS O Sのサイン1・2〉、〈家庭で見られるS O Sのサイン〉を参考に、気になる言動や交友関係等が明らかになった場合は、適切に指導をする。

(2) 教育相談の充実

日常生活での声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる信頼関係を築いていく。また11月に特別教育相談月間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施する。さらに生活アンケート（いじめ調査アンケート）をもとに定期的な教育相談（毎月1回）、GIGA スクール端末を活用した相談事業「つちまる相談室」（5・6年生を対象）を行い、気になる児童には随時面談等を行う。

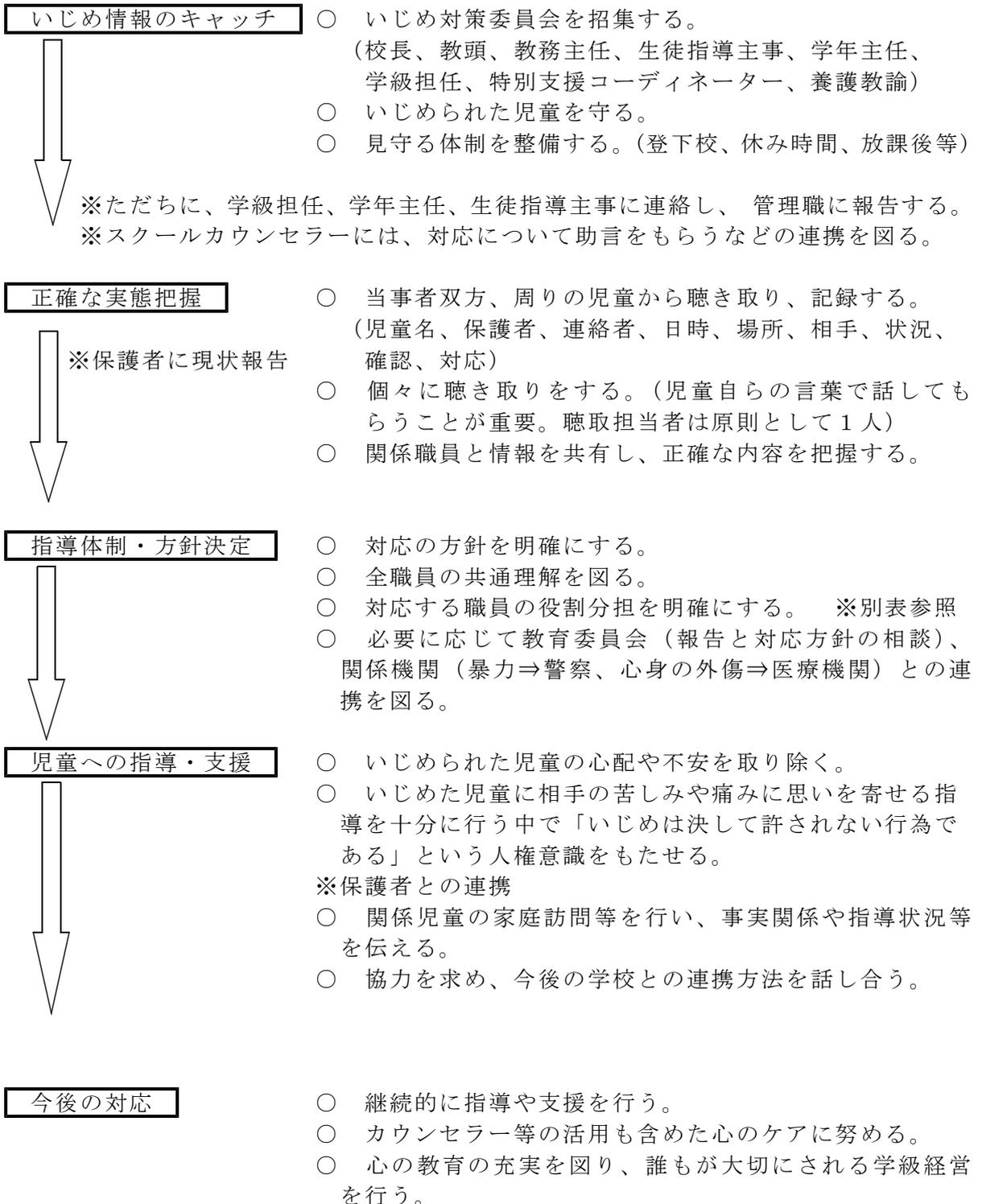
(3) 生活アンケート（いじめ調査アンケート）※記名式を基本とする。

毎月1回定期的に記名式のアンケートを実施する。また、いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮しながら実施する。アンケートはあくまでもいじめ発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

## 4 対応の在り方【困難課題対応的生徒指導】

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教職員は一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



〈対応する職員の役割分担〉

- Lv. 1 比較的軽度な言葉によるからかい、無視：担任対応
- Lv. 2 複数による言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視：学年対応
- Lv. 3 Lv. 2が継続、肉体的攻撃、物隠し：学年・生徒指導主事対応
- Lv. 4 長期化、服を脱がせるなどの行為のエスカレート  
：学年・生徒指導主事・管理職対応
- Lv. 5 暴力、恐喝、窃盗：外部機関への相談・通告

(2) いじめ対応の具体策

① いじめられた側に対して

〈児童に対して〉

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちに寄り添い、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと、秘密を守ること」を伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 経過を見守ることを伝え、定期的に面談を行い、不安や悩みの解消に努める。

把握すべき情報（例）

- ◇ 誰が誰をいじめているのか？
- ◇ いつ、どこで起こっているのか？
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
- ◇ いじめのきっかけは何か？
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？

児童の個人情報、その取扱に十分注意すること。

〈保護者に対して〉

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた側に対して

〈児童に対して〉

- 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。
- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の行為の背景にあるものにも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感、疎外感を与えない教育的配慮も必要である。
- 面談等を続け、成長やよさを認めていく。

〈保護者に対して〉

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図っていく思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- ③ 周りの児童に対して
  - 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
  - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学年、学校全体に示す。
  - はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為や、傍観者でいることもいじめを肯定することになることを理解させる。
  - いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
  - いじめに関する報道や事例等の資料を基にいじめについて話し合う機会を設け、自分たちの問題として意識させる。
- ④ 継続した指導
  - いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
  - 教育相談、日常の会話等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
  - いじめられた児童の良さを認め、褒めるなど肯定的にかかわることで自信を取り戻させる。
  - いじめられた児童、いじめた児童双方に、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関の活用を含めた心のケアにあたる。

## 5 いじめ防止等のための組織と実践

### (1) 「生徒指導部会」

毎月第1水曜日開催を原則とし、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、特別支援学級担当者、養護教諭でいじめや学校生活、家庭生活に不安を抱える児童、不登校傾向のある児童について、現状や指導についての情報交換及び共通実践方法についての話し合いを行う。

### (2) 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に係る措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、特別支援学級担当者、養護教諭、学年主任、必要に応じて当該学級担任によるいじめ対策委員会を設置し、定期的に、そして必要に応じて委員会を開催する

委員会においては、P D C Aサイクルを確立し、「学校いじめ防止基本方針」が機能しているかどうかを点検したり、いじめの事例等を検証したりして、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

## 6 「重大事態」への対処

### (1) 「重大事態」の定義

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあった場合。

### (2) 平時からの備え

- 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、すべての職員において、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても確認し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて共通理解を図る。
- 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、描く教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整える。

- 学校いじめ防止基本方針について、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に向けて、ホームページにて公開する。
- 「学校でみられる SOS のサイン」のチェックリストを活用して、児童の変化に気づき、いじめの早期発見のための観察を行う。
- 日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等を本校の定める様式に記録し、毎月の生徒指導部会を通じて、全職員に共通理解を図る。必要に応じて、臨時の職員集会で情報伝達を行う。
- いじめを重大化させないことが重要であることを念頭に、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に努め、いじめ防止基本方針に則って教育活動を遂行する。

(3) 「重大事態」への対処

- 重大事態（疑いを含む）が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する方など）を加えた組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 調査においては、文部科学省より出された「別添 3 いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」に基づいて、調査を実施する。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<学校で見られるSOSのサイン1>

場面	観察の視点（※印は、無理にやらされている可能性のあるもの）	✓
朝・始業前	・始業ぎりぎりの登校が増える。	
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。	
	・遅刻、欠席が増える。	
	・表情がさえず、うつむきがちになる。	
	・忘れ物が多くなる。	
	・用具、机、椅子等が散乱している。	
	・席を替えられている。	
授業中	・正しい答えを冷やかされる。	
	・グループ分けで孤立しがちになる。	
	・発言に対し、しらげや嘲笑、目くばせが多い。	
	・保健室をよく利用するようになる。	
	※不真面目な態度で授業を受ける。	
	※ふざけた質問をする。	
	※テストを白紙で出す。	
休み時間	・一人で過ごすことが多い。	
	・用事もないのに、職員室の近くをうろうろする。	
	・職員室によく来るようになる。	
	・遊びの中で孤立しがちである。	
	・始業の直前にトイレに行く。	
	※大声で歌を歌う。	
	※仲良しでない者とトイレに行く。	
給食時間	・食べ物にいたずらされる。	
	・その子が配膳すると嫌がられる。	
	・食事の量が減ったり、取らなかったりする。	
	※好きな食べ物を級友に譲る。	
	※嫌いなメニューのときに多く盛られる。	
	※グループで食べるとき、席を離されている。	
清掃時間	・目の前にゴミを捨てられる。	
	・いつも一人で掃除したり、最後まで一人でしたりする。	
	・みんなが嫌がることをさせられる。	
	・机や椅子がぽつんと残る。	

<学校で見られるSOSのサイン2>

場面	観察の視点（※印は、無理にやらされている可能性のあるもの）	✓
身体の変化	・顔や身体にあざや傷がある。	
	・身体の不調を訴える。	
	・食欲が減退する。	
	・頻繁に保健室に行くようになる。	
	・神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が現れる。	
	・チック症状が見られる。	
頭髪 服装等	・衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。	
	※髪型が変化し、目立つようになる。	
持ち物	・持ち物、靴、傘等が隠される。	
	・持ち物がなくなる。	
	・持ち物に落書きされる。	
	・教科書やノートが破られている。	
	・他の子どもから教科書等を借りるようになる。	
	・刃物などの危険なものを持つようになる。	
その他	・提出物が期限内に提出されなくなる。	
	・成績が下降し始める。	
	・教室の壁、掲示物に落書きをされたり破損されたりする。	
	・トイレ等に個人を中傷する落書きがされる。	
	・靴箱に嫌がらせの手紙等が入っている。	
	・視線をそらしたり、おどおどしたりしている。	
	・独り言を言ったり、大声を出したりする。	
	・教材費等の金銭の提出が遅れる。	
いじめている側	・教室や廊下、階段で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。	
	・ある子どもにだけ周りの子が異常に気を遣っている。	
	・友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて、笑ったり、さげすんだりするように反応する。	
	・仲間だけに分かるようなサインや隠語を使っている。	
	・教師が近づくと、仲のよいふりをしたり、不自然に分散したりする。	
	・自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在の子がいる。	
	・友達との会話に差別意識が見られることがある。	
	・金品の貸し借りを頻繁に行っている。	

<家庭で見られるSOSのサイン>

場面	観察の視点	✓
登校するまで	・朝、なかなか起きてこない。	
	・いつもと違って、朝食を食べようとしめない。	
	・疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。	
	・登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。集合場所に行きたがらない。	
	・友達の荷物を持たされている。	
	・一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。	
	・途中で家に戻ってくる。	
日常における家庭生活の変化	・服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由をいいたがらない。	
	・すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがいらない。	
	・いつもより帰宅が遅い。	
	・電話に出たがいらない。	
	・お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。	
	・成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。	
・食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。		
持ち物の変化	・自転車や持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。	
	・学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。	
友人関係の変化	・遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。	
	・友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。	
	・友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メール（ブログ・SNS）などを気にする。	
	・いじめの話をするとう強く否定する。	
家族との関係の変化	・親と視線を合わせない。	
	・家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。	
	・親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。	